

第4章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であるため、市民の最も身近な行政機関である市には、いろいろな公害に関する苦情が寄せられます。

市では、苦情の申し出を受けると、現地調査や当事者からの事情聴取を行い、公害の発生源に対して法律又は条例に基づき指導を行い、苦情の解決にあたっています。

しかし、都市生活型公害は、法律や条例で規制できない事例がほとんどです。その上、当事者双方が感情的になっているケースが多く、住民と発生源双方の事情を聴いたうえで、できるだけ話し合いにより解決するように指導しています。

1. 公害苦情件数とその推移

平成30年度に寄せられた公害に関する苦情は123件で、近年、増加傾向にあります。

野焼き、水質汚濁、騒音に関する苦情が多く寄せられており、なかでも、住宅と近接した畑での野焼きによる煙が原因となっているものが数多くありました。

表4 公害苦情件数の推移

年度 種類	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大気汚染	2	4	4	4	6	6	5	2	5	4
水質汚濁	12	18	29	31	20	13	24	17	13	23
騒音	11	15	8	16	9	13	15	8	7	6
振動	0	1	0	0	3	1	1	2	0	0
悪臭	9	12	8	6	8	9	9	10	8	3
野焼き	28	32	29	34	32	31	27	21	14	10
その他	39	29	36	45	55	69	64	58	101	77
合計	101	111	114	136	133	142	145	118	148	123

2. 公害の種類、発生源別苦情件数

平成30年度の公害に関する苦情を種類別にみると、水質が23件(18.7%)、野焼きが10件(8.1%)、騒音が6件(4.7%)となっています。

用途地域別では、住居地域での発生が60件(48.8%)と多くなっています。

表5 公害の種類、発生源別苦情件数

(平成30年度)

種類 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	野焼き	その他	合計
農・林・漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	1	0	2	0	0	0	0	3
製造業	1	3	0	0	1	0	2	7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業	2	0	1	0	0	0	1	4
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	1	1
飲食店・宿泊業	0	1	0	0	0	0	0	1
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	2	0	0	0	0	0	3
公務	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	0	3	3	0	1	7	61	75
分類不能	0	14	0	0	1	3	9	27
合計	5	23	6	0	3	10	96	123

表6 用途地域別苦情発生地域

(平成30年度)

住居地域	近隣商業地 域	商業地域	準工業地 域	工業地域
60	8	0	8	0
工業専用 地 域	調整区域	その他	都市計画 区域外	合計
1	29	10	7	123

《公害苦情相談の受付から解決まで》

